

# 震 災 編



# 震災編 第1部 災害に強い小金井市を目指して



# 第1章 計画の方針

## 第1節 計画の目的及び前提

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小金井市防災会議が作成する計画であって、市、都及び自衛隊並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的協力機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して、「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震を中心とした災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い小金井市の実現」を図ることを目的とする。

（別冊 参考資料 1-1-1 小金井市防災会議条例）

- 計画の前提として、震災に対しては、第1部第3章に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月 東京都防災会議）」の想定結果、阪神・淡路大震災や千葉県北西部地震、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震及び東日本大震災等、最近の大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民や市職員等の意見・提案を可能な限り反映し策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子ども等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
- 風水害に対しては、都市化に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出し等、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害から得た教訓等を可能な限り反映し策定した。

## 第2節 計画の構成

- この計画は、「震災編」「風水害編」「危機管理（大規模事故等）編」の3編からなり、それぞれに対応する災害の予防、応急・復旧の各段階及び影響が市域全域におよぶ震災については復興の段階について具体的に記載する計画とした。
- 東海地震については「震災編」に準じる内容が多いことから、「震災編」第4部として位置付けている。
- 関係する資料、防災対策に関する条例等、災害時に活用する様式等を別冊（資料集）として取りまとめた。
- 計画の構成と主な内容について、次頁に示す。

<計画の構成と主な内容>

構成	主な内容
小金井市地域防災計画【本冊】	
震災編	
第1部 災害に強い小金井市を目指して	○ 計画の目的、被害想定、防災アセスメント、減災目標、市、都及び関係防災機関の役割 等
第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策・応急対策・復旧対策）	○ 市、都及び関係防災機関が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置 等 ○ 地震発生後に市、都及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等の対応 等
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市の復興を図るための対策
第4部 東海地震事前対策	○ 東海地震に関する予知情報が発令された際の災害防止対策、災害応急対策 等
風水害編	○ 局地的集中豪雨等の都市型水害対策や災害の予測情報に基づく警戒態勢等、風水害に関する災害防止対策、災害応急対策 等
第1部 風水害に強い小金井市を目指して	○ 計画の目的 等
第2部 災害予防計画	○ 市、都及び関係防災機関が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置 等 ○ 地震発生後に市、都及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等の対応 等
第3部 災害応急・復旧対策計画	○ 被災者の生活再建や都市の復興を図るための対策
危機管理（大規模事故等）編	○ 航空機事故、ガス事故、大規模停電、大規模断水、大雪対策、NBC災害についての対策 等
小金井市地域防災計画【別冊（資料集）】	
資料	○ 震災編、風水害編、危機管理（大規模事故等）編に関連する資料
協定	○ 震災編、風水害編、危機管理（大規模事故等）編に関連する協定
様式	○ 震災編、風水害編、危機管理（大規模事故等）編に関する様式
参考資料	○ 条例等の災害対策に関わる参考資料

### 第3節 計画の習熟

- 市、都及び関係防災機関は、平素から危機管理の一環として、震災対策や風水害対策等を推進する必要がある。
- 震災や風水害等に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて事業の見直しを行う。
- 様々な防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

### 第4節 計画の修正

- この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正にあたっては、各関係防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を小金井市防災会議に提出する。

### 第5節 地区防災計画

- 平成25年6月に改正された災害対策基本法第42条において、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。
- 市内の一定の地区内において、その地区の居住者および事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき行う防災計画について地区防災計画を作成し、小金井市防災会議に諮り、その規定内容を小金井市地域防災計画に定めることができる。

### 第6節 他の法令に基づく計画との関係

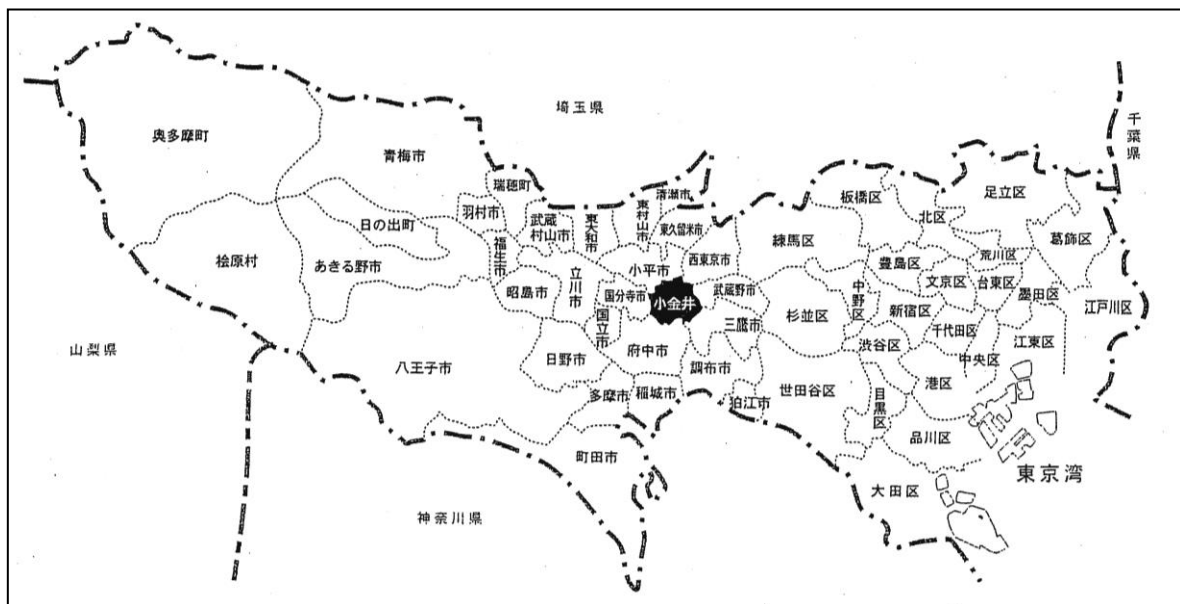
- この計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び関係防災機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

## 第2章 市の概況

### 第1節 自然的条件

#### 第1 位置及び地勢

##### <小金井市の位置>



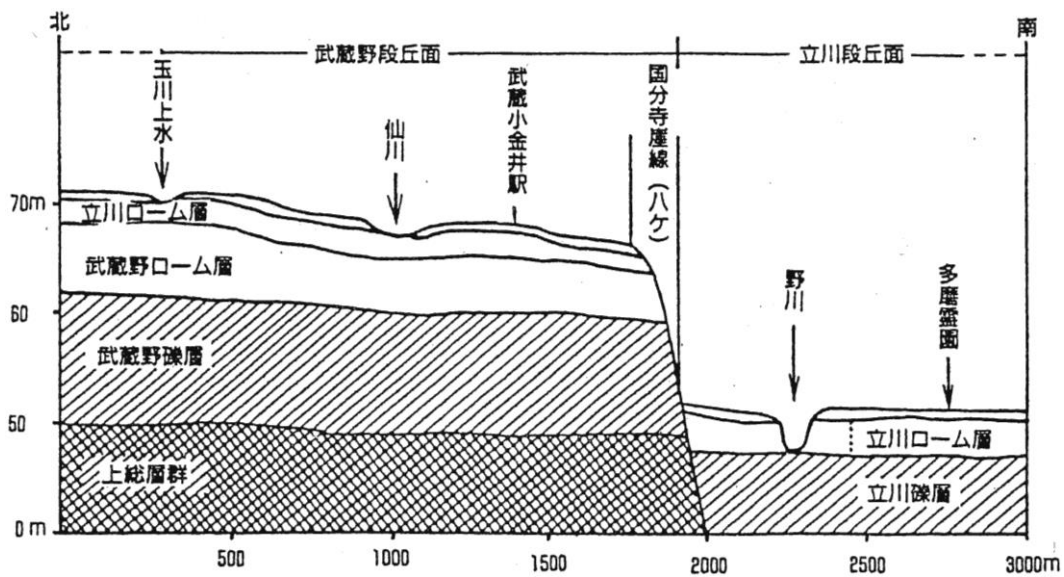
- 小金井市は、東京都のほぼ中央、武蔵野台地の南西部にあり、都心から約25km西方に位置している。
- 東は武蔵野市、三鷹市、西は国分寺市、南は調布市、府中市、北は小平市、西東京市に接しており、市の中央部にはJR中央本線が東西に、東南部には西武多摩川線が南北に通っており、中央部には小金井街道が南北に、北部には五日市街道が東西に通っている。

##### <小金井市の位置及び地勢>

面積	○ 11.30 km <sup>2</sup> (1,130ha)
緯度	○ 東経 139 度 31 分
経度	○ 北緯 35 度 42 分
広がり	○ 東西 4.1km ○ 南北 4.0km
地形	○ 古多摩川が形成した高低二つの大地が広がっている。 ○ 二つの大地の狭間に「はげ」と呼ばれる高低差 12m～14m の国分寺崖線がある。
標高	○ 高い台地 60m～70m ○ 低い台地 45m～57m
地質	○ 砂岩からなる海成層を基盤に上総層群、段丘礫層、関東ローム層、火山灰層という地層で大地が構成されており、表土を黒土が覆っている。



### <小金井市の地層断面>



(資料：小金井市)

## 第2 河川

- 小金井市内には世田谷区付近で多摩川に合流する野川、仙川が流下し、東町周辺には盛土・埋土による浅い谷地形が形成されている。
- 仙川沿川では比較的小規模な凹地が形成されており、地表水が集水しやすく、内水被害履歴があると同時に、軟弱地盤となっている。

### <急傾斜地、盛土・埋立地の分布図>



### 第3 気象

- 気象は、温和で年間総降雨量は、約 1,400～1,700mm である。
- 年間平均気温は 16～17 度、最高気温平均は 20～21 度、最低気温平均は 13～14 度である。

#### <気温、湿度、風速、日照、地震回数、降水及び天気日数>

区 分			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	
気 温	平 均	℃	16.9	16.5	16.3	
	最 高 気 温 平 均	℃	20.7	20.3	20.0	
	最 低 気 温 平 均	℃	13.6	13.1	13.1	
湿 度 平 均			%	61	58	62
風 速	平 均	m/s	2.9	2.9	3.0	
	最 大	風 速	m/s	14.6	16.9	16.3
		方 向		南	南	南
			日	3月21日	9月21日	6月19日
日 照	日 照 時 間	時間	1,987.0	2,056.2	2,022.9	
	日 照 率	%	45	46	46	
地 震 回 数			48	463	131	
降 水	総 量	mm	1,679.5	1,479.5	1,570.0	
	最 大 降 水 量	mm	102.0	124.0	121.5	
	日 量	日	9月8日	9月21日	5月3日	
天 気 日 数	快晴(平均雲量<1.5)		34	36	29	
	曇天(平均雲量≥8.5)		151	145	149	
	雨(≥0.5mm)		125	101	123	
	雪		14	13	10	
	積 雪		6	3	5	
	ひ よ う		-	-	-	
	霧		1	0	1	
雷 電	雷		11	13	26	
	不 照		62	46	53	
	最 大 風 速 10m/s 以 上		13	14	11	

- 注 1) 観測場所は東京都千代田区大手町である。  
 2) 観測値は、年間を通しての合計値、平均値、最大値である。  
 3) 雪と積雪は前年12月から当年4月までの合計による値である。

(資料：気象庁、東京管区気象台)

## 第2節 社会的条件

### 第1 人口

#### 1 人口分布

- 総人口は、117,079人(平成26年4月現在、住民基本台帳)となっており、人口密度は約1万人/km<sup>2</sup>である。
- 総世帯数は、56,954世帯(平成26年4月現在、住民基本台帳)となっており、1世帯あたり

の人口は約 2.06 人となっている。

- 3 階級に分けた年代別人口（平成 26 年 4 月現在、住民基本台帳人口）は 0～14 歳（幼齡人口）が 14,092 人（12.0%）、15～64 歳（生産年齢人口）が 79,517 人（67.9%）、65 歳以上（老齡人口）が 23,470 人（20.1%）である。

＜小金井市の年齢別人口（住民基本台帳・外国人住民含む。）＞（平成 26 年 4 月現在）

年 齢	総数	男	女	年 齢	総数	男	女	年 齢	総数	男	女
総 数	117,079	58,040	59,039								
0～4	4,890	2,486	2,404	35～39	9,017	4,692	4,325	70～74	5,342	2,391	2,951
0	1,042	532	510	35	1,840	958	882	70	1,187	540	647
1	1,029	549	480	36	1,808	952	856	71	1,083	480	603
2	951	456	495	37	1,733	896	837	72	1,117	503	614
3	947	489	458	38	1,823	954	869	73	1,053	496	557
4	921	460	461	39	1,813	932	881	74	902	372	530
5～9	4,315	2,279	2,036	40～44	9,407	4,742	4,665	75～79	4,461	1,880	2,581
5	904	475	429	40	1,921	992	929	75	836	357	479
6	870	453	417	41	1,840	908	932	76	898	379	519
7	837	450	387	42	1,880	919	961	77	946	413	533
8	839	457	382	43	1,865	961	904	78	955	394	561
9	865	444	421	44	1,901	962	939	79	826	337	489
10～14	4,887	2,512	2,375	45～49	9,164	4,667	4,497	80～84	3,750	1,492	2,258
10	930	463	467	45	1,898	976	922	80	853	353	500
11	984	508	476	46	1,959	984	975	81	816	318	498
12	899	450	449	47	1,651	812	839	82	705	300	405
13	1,021	524	497	48	1,823	921	902	83	713	273	440
14	1,053	567	486	49	1,833	974	859	84	663	248	415
15～19	5,207	2,708	2,499	50～54	8,180	4,202	3,978	85～89	2,276	842	1,434
15	973	494	479	50	1,757	896	861	85	602	229	373
16	1,019	528	491	51	1,698	892	806	86	504	188	316
17	1,000	520	480	52	1,612	820	792	87	443	165	278
18	1,023	536	487	53	1,568	785	783	88	403	148	255
19	1,192	630	562	54	1,545	809	736	89	324	112	212
20～24	7,560	3,899	3,661	55～59	6,600	3,436	3,164	90～94	930	273	657
20	1,325	686	639	55	1,436	744	692	90	274	79	195
21	1,418	758	660	56	1,334	687	647	91	228	77	151
22	1,511	798	713	57	1,345	712	633	92	156	48	108
23	1,641	823	818	58	1,228	642	586	93	169	42	127
24	1,665	834	831	59	1,257	651	606	94	103	27	76
25～29	8,581	4,320	4,261	60～64	6,852	3,473	3,379	95～99	261	55	206
25	1,686	844	842	60	1,301	678	623	95	81	19	62
26	1,731	893	838	61	1,297	662	635	96	60	13	47
27	1,697	872	825	62	1,395	701	694	97	45	11	34
28	1,690	815	875	63	1,341	674	667	98	46	8	38
29	1,777	896	881	64	1,518	758	760	99	29	4	25
30～34	8,949	4,611	4,338	65～69	6,402	3,074	3,328	100 以上	48	6	42
30	1,817	927	890	65	1,574	741	833	100	20	3	17
31	1,828	978	850	66	1,622	802	820	101	4	2	2
32	1,629	817	812	67	1,277	649	628	102	8	0	8
33	1,774	936	838	68	913	414	499	103 以上	16	1	15
34	1,901	953	948	69	1,016	468	548	不詳者	0	0	0

（資料：小金井市）

## 2 昼間・夜間人口

- 昼間人口は約 10 万人、夜間人口は約 11 万人（平成 22 年国勢調査）で、通勤者、通学者の流出人口が流入人口を上回っている。

### <小金井市の昼間・夜間人口の推移>

	昼間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			夜間人口 (人)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	
昭和 45 年	77,779	21,482	10,504	10,978	38,151	30,131	8,020	94,448
昭和 50 年	82,585	22,430	11,611	10,819	42,559	32,826	9,733	102,714
昭和 55 年	83,693	24,777	13,309	11,468	43,162	33,382	9,780	102,078
昭和 60 年	84,641	25,852	13,447	12,405	45,812	36,960	8,852	104,601
平成 2 年	82,560	26,896	15,072	11,824	49,127	39,986	9,141	104,791
平成 7 年	89,545	30,395	15,836	14,559	49,966	41,154	8,812	109,116
平成 12 年	93,522	29,509	14,963	14,546	47,657	40,026	7,631	111,670
平成 17 年	98,274	28,101	15,085	13,016	43,939	37,274	6,665	114,112
平成 22 年	102,683	25,863	15,211	10,652	42,032	35,837	6,195	118,852

## 第 2 産業構造

- 市内の事業所数は、2,845 事業所あり、産業構造別に見ると第 1 次産業はほとんどなく、第 2 次産業が 10.1%、第 3 次産業が 89.8%となっている。
- 最も多い第 3 次産業は、卸売・小売、飲食店で、全体の 38.6%を占めている。
- 従業員規模別に見ると、従業員 100 人以上の事業所は 8 事業所（1.0%）と少なく、2,845 事業所のうち 2,218 事業所（78.0%）が従業員 10 人未満の事業所となっている。

### <産業別事業所数及び従業員数>

[単位：事業所、人]

事業区分 (大分類)	平成 18 年		平成 21 年		平成 24 年 (※)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	2,735	26,727	3,103	32,790	2,845	28,232
農業・林業・漁業	4	35	4	34	2	16
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	187	1,398	219	1,410	202	1,357
製造業	72	985	105	1,402	85	1,056
電気・ガス・熱供給・水道業	4	53	6	135	1	16
運輸・通信業	53	1,614	100	2,118	82	1,467
卸売・小売業・飲食店	1,154	8,716	1,208	10,272	1,097	9,908
金融・保険業	31	429	38	529	38	489
不動産業	205	602	297	980	292	945
サービス業	1,007	11,787	1,114	14,161	1,046	12,978
公務(他に分類されないもの)	18	1,108	12	1,749	- (※)	- (※)

(※) 平成 24 年の調査対象に、公務は含まれていない。

(資料：事業所・企業統計調査報告 東京都総務局統計部経済統計課 平成 18 年/経済センサス 基礎調査東京都結果報告 東京都総務局統計部産業統計課 平成 21 年/経済センサス - 活動調査報告 東京都総務局統計部産業統計課 平成 24 年)

### <従業員規模別事業所数の推移>

[単位：事業所]

	総数(※)	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人以上
平成18年	2,735	1,608	550	381	88	62	24
平成21年	3,103	1,823	626	465	102	52	29
平成24年	2,845	1,657	561	471	88	39	22

(※) 総数には出向・派遣従業者のみの事業所数を含む。

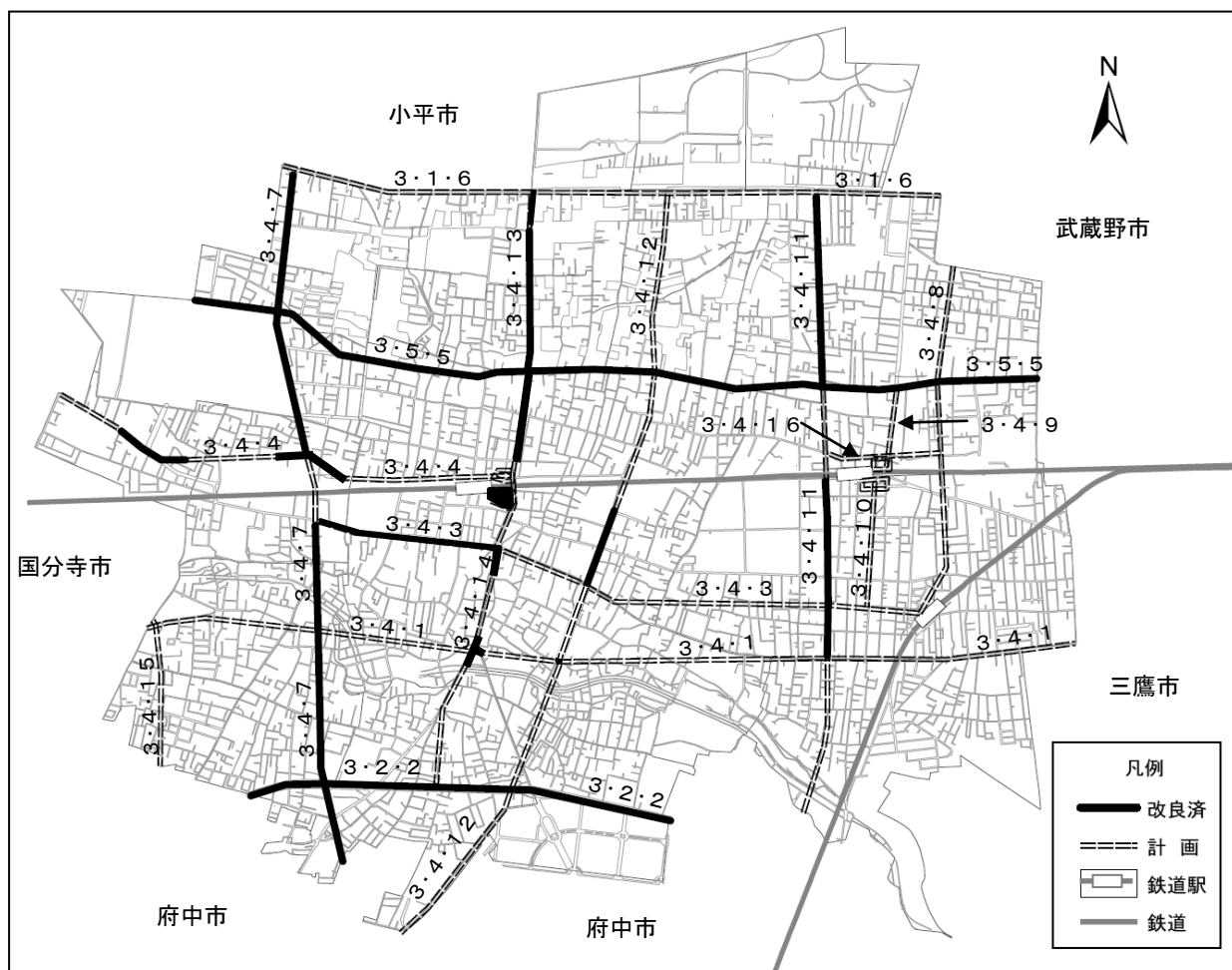
(資料：事業所・企業統計調査報告 東京都総務局統計部経済統計課 平成18年/経済センサス 基礎調査東京都結果報告 東京都総務局統計部産業統計課 平成21年/経済センサス-活動調査報告 東京都総務局統計部産業統計課 平成24年)

## 第3 道路・交通

### 1 道路

- 市内の南北方向に、新小金井街道、小金井街道、緑中央通り、東大通りが走っており、東西方向に五日市街道、北大通り、連雀通り、東八道路が走っている。
- 都市計画道路(幹線街路)は16路線(総延長31,330m)計画されており、完成延長は約13,930mで完成率は、約44.5%となっている。(平成26年4月現在)
- 住宅地の生活道路は幅員が4m未満の道路が多い。

### <都市計画道路(幹線街路)> (平成26年4月現在)



## 2 交通

### (1) 鉄道

- 鉄道は、市の中央部をJR中央本線が東西に横断しており、東から順に東小金井駅、武蔵小金井駅の2つの駅がある。市の南東部には西武多摩川線が走っており、新小金井駅が位置している。
- 市内の鉄道駅の1日の平均乗降人員は、下表のとおりであり、平成25年度の武蔵小金井駅と東小金井駅の乗降人員はJR東日本八王子支社管内95駅中では武蔵小金井駅が7位、東小金井が15位となっている。

#### <小金井市内の各駅の1日当たり平均乗降客数（平成25年度）>

年次	武蔵小金井駅	東小金井駅	新小金井駅
平成23年度	113,354	55,070	3,349
平成24年度	115,812	55,948	3,525
平成25年度	119,008	57,816	3,592

（資料：東日本旅客鉄道（株）八王子支社、西武鉄道（株））

#### <JR東日本八王子支社駅別の一日平均乗車人員（平成25年度）>

順位	駅名	1日平均乗車人員（人）			
		平成25年度	平成24年度	対前年度比	増減
1	立川	160,411	157,468	101.9%	2,943
2	吉祥寺	139,282	138,483	100.6%	799
3	国分寺	108,819	106,523	102.2%	2,296
4	三鷹	92,724	90,253	102.7%	2,471
5	八王子	85,191	82,521	103.2%	2,670
6	武蔵境	65,331	62,706	104.2%	2,625
7	武蔵小金井	59,504	57,906	102.8%	1,598
8	国立	53,237	52,686	101.0%	551
9	分倍河原	39,069	38,382	101.8%	687
10	新秋津	37,776	37,403	101.0%	373
11	西八王子	31,681	30,900	102.5%	781
12	豊田	30,910	30,222	102.3%	688
13	高尾	30,284	29,883	101.3%	401
14	拝島	29,335	28,465	103.1%	870
15	東小金井	28,908	27,974	103.3%	934
16	日野	28,651	28,038	102.2%	613
17	西国分寺	28,394	27,485	103.3%	909
18	昭島	26,389	26,004	101.5%	385
19	新座	19,431	18,739	103.7%	692
20	八王子みなみ野	17,439	16,922	103.9%	652

（資料：東日本旅客鉄道（株）八王子支社）

<西武鉄道駅別の一日平均乗降人員（平成 25 年度）>

順位	駅名	1 日平均乗降人員（人）			
		平成 25 年度	平成 24 年度	増減数	増減率
81	新小金井	3,592	3,525	102	101.9%

（資料：西武鉄道ホームページ）

(2) バス

- 市内のバス交通は民間バス事業者が運営する路線と、市のコミュニティバス（CoCo バス、CoCo バス・ミニ）路線が走っている。
- 市内各鉄道駅を発着するバスの路線数は下表のとおりである。

<小金井市内の鉄道駅におけるバス路線数>（平成 26 年 4 月現在）

	武蔵小金井駅	東小金井駅	新小金井駅
京王バス	17 路線	3 路線	2 路線
西武バス	12 路線	—	—
小田急バス	1 路線	1 路線	1 路線
関東バス	1 路線	—	—
CoCo バス （京王バス中央㈱が運行）	4 路線	2 路線	2 路線
CoCo バス・ミニ （つくば観光交通㈱が運行）	1 路線	—	—

（資料：小金井市）

## 第3章 被害想定及び防災アセスメント

### 第1節 首都直下地震による東京の被害想定

- 東京都防災会議が平成24年4月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に示された前提条件及び想定結果の概要は次のとおりである。

#### 第1 前提条件

##### 1 想定地震

##### <被害想定における想定地震>

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下、「M」と表記する。)7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

##### 2 想定条件

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間</li> <li>○ 多くの人々が自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
冬の昼12時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。</li> <li>○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は冬の朝5時に比較して少ない。</li> </ul>
冬の夕方18時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>



### 3 想定結果の概要（小金井市該当被害想定結果）

#### <小金井市の被害想定概要>

被害想定時期		H18.5 被害想定	H24.4 被害想定		
条件	地震型	多摩直下地震	多摩直下地震	立川断層帯地震	
	規模	M7.3	M7.3	M7.4	
	時期及び時刻	冬 18 時	冬 18 時	冬 18 時	
	風速	15 m/秒	8 m/秒	8 m/秒	
	人口	夜間人口	111,825 人	118,852 人	118,852 人
		昼間人口	93,522 人	95,195 人	95,195 人
	建物	木造棟数	26,162 棟	22,335 棟	22,335 棟
		非木造棟数	4,776 棟	5,024 棟	5,024 棟
	市域面積		11.33 km <sup>2</sup>	11.33 km <sup>2</sup>	11.33 km <sup>2</sup>
	震度別面積率	震度 5 弱	0.0%	0.0%	0.0%
		震度 5 強	0.0%	0.0%	0.0%
		震度 6 弱	100.0%	32.6%	59.2%
		震度 6 強	0.0%	67.4%	40.8%
		震度 7	0.0%	0.0%	0.0%
急傾斜地崩壊危険箇所		4 か所	4 か所	4 か所	
出火件数		8 件	9 件	6 件	
人的被害	死者		19 人	64 人	46 人
	原因別	ゆれによる建物被害等	11 人	28 人	25 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
		地震火災	3 人	35 人	21 人
		ブロック塀等	5 人	1 人	0 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人
		屋内収容物〔参考値〕	—	2 人	1 人
	負傷者		908 人	697 人	611 人
	(重傷者)		103 人	94 人	69 人
	原因別	ゆれによる建物被害等	33 人	52 人	46 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
		地震火災	31 人	35 人	16 人
		ブロック塀等	9 人	7 人	7 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人
屋内収容物		30 人	9 人	5 人	
物的被害	建物全壊		550 棟	725 棟	645 棟
	原因別	ゆれ	543 棟	723 棟	643 棟
		液状化	0 棟	0 棟	0 棟
		急傾斜地崩壊	7 棟	2 棟	2 棟
	建物半壊		—	2,515 棟	2,571 棟
	原因別	ゆれ	—	2,510 棟	2,566 棟
		液状化	—	0 棟	0 棟
		急傾斜地崩壊	—	5 棟	5 棟
	地震火災（倒壊建物含む）		3,594 棟	1,974 棟	1,149 棟
	(焼失率)		—	7.7%	4.5%
	ライフライン	電力（停電率）	12.3%	12.9%	9.6%
		通信（不通率）	10.2%	7.7%	4.9%
		ガス（低圧ガス供給支障率）	0.0%	50.0%～100.0%	0.0%～98.0%
		上水道（断水率）	26.3%	42.8%	36.6%
下水道（管きよ被害率）		17.7%	23.6%	22.5%	
その他	避難人口		21,955 人	30,495 人	25,170 人
	避難者	避難所生活者数	—	19,822 人	16,361 人
		疎開者数	—	10,673 人	8,810 人
	徒歩帰宅困難者（※）		12,332 人	22,652 人	22,652 人
	滞在者		—	80,649 人	80,649 人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		33 台	8 台	7 台
	災害時要援護者死者数		5 人	38 人	28 人
	自力脱出困難者		86 人	208 人	185 人
震災廃棄物		21 万t	25 万t	22 万t	

(※) 平成 20 年に実施したパーソントリップ調査における区内滞留者の最も多い時間帯 14 時を基に算定されている。

(資料：「首都直下地震による東京の被害想定」(東京都防災会議、平成 18 年 5 月)、「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、平成 24 年 4 月))

条件	地震型		多摩直下地震					
	規模		M7.3					
	時期及び時刻		冬 18 時		冬 12 時		冬 5 時	
	風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
	人口	夜間人口	118,852 人					
		昼間人口	95,195 人					
	建物	木造棟数	22,335 棟					
		非木造棟数	5,024 棟					
	市域面積		11.33 km <sup>2</sup>					
	震度別面積率	震度 5 弱	0.0%					
震度 5 強		0.0%						
震度 6 弱		32.6%						
震度 6 強		67.4%						
震度 7		0.0%						
急傾斜地崩壊危険箇所		4 箇所						
出火件数		9 件		4 件		2 件		
人的被害	死者		62 人	64 人	35 人	35 人	52 人	52 人
	原因別	ゆれによる建物被害等	28 人	28 人	27 人	27 人	45 人	45 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		地震火災	33 人	35 人	7 人	7 人	6 人	6 人
		ブロック塀等	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		屋内収容物〔参考値〕	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人
	負傷者 (重傷者)		682 人 90 人	697 人 94 人	589 人 63 人	589 人 63 人	886 人 90 人	886 人 90 人
	原因別	ゆれによる建物被害等	52 人	52 人	53 人	53 人	81 人	81 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		地震火災	31 人	35 人	3 人	3 人	2 人	2 人
		ブロック塀等	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		屋内収容物〔参考値〕	9 人	9 人	10 人	10 人	14 人	14 人
	物的被害	建物全壊 (※1)		725 棟				
原因別		ゆれ	723 棟					
		液状化	0 棟					
		急傾斜地崩壊	2 棟					
		建物半壊 (※1)	2,515 棟					
原因別		ゆれ	2,510 棟					
		液状化	0 棟					
		急傾斜地崩壊	5 棟					
地震火災 (倒壊建物含む) (焼失率)		1,840 棟 7.2%	1,974 棟 7.7%	354 棟 1.4%	370 棟 1.4%	207 棟 0.8%	216 棟 0.8%	
ライフライン		電力 (停電率)		12.5%				
	通信 (不通率)		7.2%					
	ガス (低圧ガス供給支障率)		50.0%~100.0%					
	上水道 (断水率)		42.8%					
	下水道 (管きよ被害率)		23.6%					
その他	内訳	避難人口	29,992 人	30,495 人	24,377 人	24,438 人	23,822 人	23,858 人
		避難所生活者数	19,495 人	19,822 人	15,845 人	15,885 人	15,484 人	15,508 人
		疎開者数	10,497 人	10,673 人	8,532 人	8,553 人	8,338 人	8,350 人
	徒歩帰宅困難者 (※2)		22,652 人					
	滞在者		80,649 人					
	閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数		8 台	8 台	7 台	7 台	7 台	7 台
	災害時要援護者死者数		37 人	38 人	19 人	19 人	21 人	21 人
	自力脱出困難者		208 人		210 人		324 人	
	震災廃棄物		25 万t	25 万t	21 万t	22 万t	21 万t	21 万t

(※1) ゆれ液状化等による建物被害と地震火災の重複を除去しているため、原因別の合算値とは一致しない。  
(※2) 平成 20 年に実施したパーソントリップ調査における区内滞留者の最も多い時間帯 14 時を基に算定されている。

(資料:「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、平成 24 年 4 月))

地震型		立川断層帯地震						
規模		M7.4						
時期及び時刻		冬 18 時		冬 12 時		冬 5 時		
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	
人口	夜間人口	118,852 人						
	昼間人口	95,195 人						
建物	木造棟数	22,335 棟						
	非木造棟数	5,024 棟						
市域面積		11.33 km <sup>2</sup>						
震度別面積率	震度 5 弱	0.0%						
	震度 5 強	0.0%						
	震度 6 弱	59.2%						
	震度 6 強	40.8%						
	震度 7	0.0%						
急傾斜地崩壊危険箇所		4 か所						
出火件数		6 件		3 件		2 件		
人的被害	死者	44 人	46 人	31 人	31 人	46 人	46 人	
	原因別	ゆれによる建物被害等	25 人	25 人	24 人	24 人	41 人	41 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		地震火災	18 人	21 人	6 人	6 人	5 人	5 人
		ブロック塀等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		屋内収容物〔参考値〕	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人
	負傷者	598 人	611 人	565 人	565 人	861 人	861 人	
	(重傷者)	65 人	69 人	56 人	56 人	81 人	81 人	
	原因別	ゆれによる建物被害等	46 人	46 人	47 人	47 人	72 人	72 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
地震火災		12 人	16 人	2 人	3 人	2 人	2 人	
ブロック塀等		7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	
屋外落下物		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
屋内収容物〔参考値〕		5 人	5 人	5 人	5 人	8 人	8 人	
物的被害	建物全壊 (※ 1)	645 棟						
	原因別	ゆれ	643 棟					
		液状化	0 棟					
		急傾斜地崩壊	2 棟					
		建物半壊 (※ 1)	2,571 棟					
	原因別	ゆれ	2,566 棟					
		液状化	0 棟					
		急傾斜地崩壊	5 棟					
	地震火災 (倒壊建物含む)	988 棟	1,149 棟	296 棟	319 棟	296 棟	190 棟	
	(焼失率)	3.9%	4.5%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
	ライフライン	電力 (停電率)	9.1%	9.6%	6.6%	6.7%	6.2%	6.2%
通信 (不通率)		4.3%	4.9%	1.4%	1.5%	0.9%	0.9%	
ガス (低圧ガス供給支障率)		0.0%~98.0%						
上水道 (断水率)		36.6%						
下水道 (管きよ被害率)		22.5%						
その他		避難人口	24,551 人	25,170 人	21,881 人	21,968 人	21,417 人	21,469 人
内訳	避難所生活者数	15,958 人	16,361 人	14,222 人	14,279 人	13,921 人	13,955 人	
	疎開者数	8,593 人	8,810 人	7,658 人	7,689 人	7,496 人	7,514 人	
	徒歩帰宅困難者 (※ 2)	22,652 人						
滞在者	80,649 人							
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	7 台	7 台	7 台	7 台	7 台	7 台		
災害時要援護者死者数	26 人	28 人	17 人	17 人	19 人	19 人		
自力脱出困難者	185 人		186 人		288 人			
震災廃棄物	21 万t	22 万t	20 万t	20 万t	20 万t	20 万t		

(※ 1) ゆれ液状化等による建物被害と地震火災の重複を除去しているため、原因別の合算値とは一致しない。  
(※ 2) 平成 20 年に実施したパーソントリップ調査における区内滞留者の最も多い時間帯 14 時を基に算定されている。

(資料：「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、平成 24 年 4 月))

## 第2節 防災アセスメント

### 第1 アセスメントの目的

- 地域防災計画の検討に際し、小金井市の自然条件、社会条件、災害履歴、被害想定等から、災害と関係する要素の実態を調査し、市内全域及び地域別に災害に対するリスクを分析し、災害に対する効果的な事前対策や応急対策を計画することを目的として、防災アセスメントを実施する。

### 第2 アセスメントの概要

#### 1 対象地域

- 防災アセスメントの対象範囲は小金井市全域の約 11.30 km<sup>2</sup>とする。

#### 2 既存資料

既存資料名	調査・作成年次等	調査・作成機関名
○ 被害想定関連資料		
首都直下地震等による東京の被害想定報告書	平成 24 年 4 月	東京都防災会議
地震に関する地域危険度測定調査（第 7 回）報告書	平成 25 年 9 月	東京都
東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（第 8 回）	平成 24 年 3 月	東京消防庁
東京都の地震時における地域別出火危険度測定（第 8 回）	平成 23 年 3 月	東京消防庁
南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書	平成 25 年 5 月	東京都防災会議
南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）	平成 25 年 3 月	内閣府
東京の液状化予測（平成 24 年度改訂版）	平成 25 年 3 月	東京都
首都直下地震による東京の被害想定報告書	平成 18 年	東京都防災会議
地震に関する地域危険度測定調査報告書	平成 20 年	東京都
東南海・南海地震に係る被害想定結果	平成 15 年	内閣府
首都直下地震 直接的被害想定結果について	平成 16 年	内閣府
表層地盤のゆれやすさマップ	平成 17 年	内閣府
地域防災計画現況調査委託 地区別防災カルテ	平成 9 年	小金井市
野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図	平成 17 年	東京都
浸水実績図	平成 23 年 12 月現在	東京都
過去の水害記録	平成 23 年 12 月現在	東京都
多摩川水系野川流域河川整備計画	平成 18 年	東京都
○ その他資料		
防災都市づくり推進計画	平成 22 年 1 月	東京都
国勢調査	平成 22 年	総務省統計局
都市計画基礎調査	平成 25 年	東京都
小金井市わたしの便利帳地図	平成 25 年	小金井市

### 3 アセスメント結果

#### (1) 市全域における災害リスク

- 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年 4 月）東京都防災会議」によると、多摩直下地震（M7.3）では市域の約 67%で震度 6 強、市域の約 33%で震度 6 弱のゆれが想定され、立川断層帯地震（M7.4）では市域の約 41%で震度 6 強、市域の約 59%で震度 6 弱のゆれが想定されており、震度 6 強の地域が広範囲に発生する。
- 建物被害は、多摩直下地震（M7.3）が発生した場合が最も大きく、ゆれ等による建物全壊が 725 棟、建物半壊が 2,515 棟と想定されており、火災による焼失棟数も 1,974 棟になると想定されている。
- 人的被害は、多摩直下地震（M7.3）が発生した場合が最も大きく、最大死者数は 64 人（冬 18 時、風速 8m/秒）となっており、最大負傷者数は 886 人（冬 5 時）、最大重傷者数は 94 人（冬 18 時、風速 8m/秒）となっている。
- 負傷者は建物倒壊を原因とするものが多いが、死者は建物倒壊よりも火災を原因とするものが多く、また、死者のうち災害時要援護者死者数が半数以上を占めていることから、地震による建物倒壊等により狭い道路が閉塞され、避難や消火活動が立ち遅れることで火災による人的被害が拡大するリスクを示している。
- ライフラインの被害は、多摩直下地震（M7.3）において、ガスでは低圧ガス供給支障率が 50%以上、上水道の断水率 42.8%、下水道管きよ被害率が 23.6%と被害が最も多くなっている。
- 多摩直下地震において最大約 3 万人の避難者が発生すると想定され、そのうち、約 2 万人が避難生活者となると想定される。
- 鉄道等の運行停止により多くの帰宅困難者が発生するとともに、駅周辺で乗客等が集中し、混乱が予想される。

#### <多摩直下地震（M7.3）及び立川断層帯地震（M7.4）における要因別の最大物的被害数>

要因		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊		725 棟	645 棟
原因別	ゆれ	723 棟	643 棟
	液状化	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	2 棟	2 棟
建物半壊		2,515 棟	2,571 棟
原因別	ゆれ	2,510 棟	2,566 棟
	液状化	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	5 棟	5 棟
地震火災（倒壊建物含む） （焼失率）		1,974 棟 (7.7%)	1,149 棟 (4.5%)
ライフライン	電力（停電率）	12.9%	9.6%
	通信（不通率）	7.7%	4.9%
	ガス （低圧ガス供給支障率）	50.0%~100.0%	0.0%~98.0%
	上水道（断水率）	42.8%	36.6%
	下水道（管きよ被害率）	23.6%	22.5%

※各要因について最大被害を生じる条件（時期及び時刻、風速）による想定。

<多摩直下地震（M7.3）における各要因別の最大人的被害者数>

要 因	死者数（人）	負傷者数（人）	重傷者（人）
合計	64	886	94
ゆれによる建物全壊	45	858	81
急傾斜地崩壊	0	0	0
地震火災	35	126	35
ブロック塀等の転倒	1	18	7
屋外落下物	0	1	0
屋内収容物 [参考値]	3	65	14

※各要因について最大被害想定数。

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年 4 月）

(2) 地域別の災害リスク

- 地域別の災害リスクを把握するため町目単位のリスク分析を行った。
- 地域別の災害リスクは、地形、都市基盤、住宅、要配慮者・帰宅困難者、避難場所、災害履歴の項目別に把握した。

ア 町目別の災害リスク分析結果

(7) 東町

位 置	市の南東部にあり、JR 東小金井駅の南側に位置する。
地 形	「はげ」の南側には野川が形成する谷底平野が見られるが、地域の大部分は武蔵野面が分布している。また、新小金井駅周辺の東町 2 丁目から 4 丁目にかけて、周辺に比べて標高の低い地域がある。
都市基盤	JR 中央本線と東大通り、連雀通りにより延焼遮断帯の形成が図られているが、東町 2 丁目では火災危険度が 3 と高くなっている。また、東町 2、5 丁目では狭あい道路が多く、災害時活動困難性を考慮した火災危険度が 3 と高い。東八道路への連絡のための東大通りの延伸、JR 東小金井駅や西武鉄道新小金井駅を結ぶ道路の新設・拡幅が都市計画決定されている。
住 宅	東小金井駅周辺の東町 3、4 丁目では単身者世帯率が 50%以上であり、持ち家率が低いことから、借家に居住する単身者が多いことが考えられる。特に東町 4 丁目でその傾向が顕著である。
要配慮者等	東町 1、2、5 丁目が高齢化率が 20%以上と高く、特に、東町 1 丁目では高齢化率 26.2%と高齢化が進んでいる。このため、東町 1、2、5 丁目では災害時避難行動要支援者の割合は 5%以上と比較的高くなっている。
避難場所	地域には 2 か所の一時避難場所があり、また、南側では、都立武蔵野公園、都立野川公園、国際基督教大学を広域避難場所に指定している。東小金井駅周辺の住民は、東京農工大学工学部が最寄りの広域避難場所となる。
災害履歴	過去 20 年間に東町 4 丁目では 3 回、東町 2 丁目では 1 回、内水災害が発生している。

(イ) 梶野町

位 置	市の北東部にあり、JR 東小金井駅の北側に位置する。
地 形	地域の大部分は武蔵野面が分布しているが、仙川に沿って浅い谷地形が形成され、特に河川湾曲部において凹地が目立つ。
都市基盤	東小金井駅北口では、土地区画整理事業が実施されている。JR 中央本線と東大通り、五日市街道により延焼遮断帯の形成が図られている。また、五日市街道と新小金井駅を結ぶ道路の拡幅・新設が都市計画決定されている。
住 宅	東小金井駅に近い梶野町 5 丁目で単身者世帯率が 50%以上と高く、借家率は 70%以上を占める。
要配慮者等	梶野町 1 丁目で高齢化率が 20%以上と高いが、高齢単身世帯は少ない。災害時避難行動要支援者の割合は、梶野町 2 丁目で 5%以上と比較的高くなっている。私立中・高等学校、大学が立地するため、昼間人口が比較的多い。
避難場所	地域には 3 か所の一時避難場所がある。付近の広域避難場所は都立小金井公園、東京農工大学工学部であるが、梶野町 1、2 丁目では、最寄りの広域避難場所までの距離が 1 kmを超える場所がある。
災害履歴	過去 20 年間に梶野町 3、4 丁目で 7 回、内水災害が発生している。

(ウ) 緑町

位 置	市の北東部にあり、JR 東小金井駅と JR 武蔵小金井駅の間の北側に位置する。
地 形	地域の大部分は武蔵野面が分布しているが、仙川に沿って浅い谷地形が形成され、特に河川湾曲部において凹地が目立つ。
都市基盤	JR 中央本線と東大通り、五日市街道により延焼遮断帯の形成が図られているが、緑町 3 丁目では狭あい道路が多く、災害時活動困難性を考慮した火災危険度が 3 と高い。緑中央通りは、優先的に事業（拡幅）を実施する路線として指定され、事業が進ちよくしている。
住 宅	JR 中央本線に近い緑町 1、5 丁目で借家率が 50%以上と借家が多い。
要配慮者等	緑町 4 丁目で高齢化率が 20%以上、高齢者単身世帯率も 15%以上と高い。このため、緑町 4 丁目では災害時避難行動要支援者の割合は 5%以上と比較的高くなっている。
避難場所	地域には 3 か所の一時避難場所がある。付近の広域避難場所は、都立小金井公園、東京農工大学工学部である。
災害履歴	過去 20 年間に緑町 1、2、4 丁目で 5 回、内水災害が発生している。

(エ) 中町

位 置	市の南東部にあり、JR 東小金井駅と武蔵小金井駅の間の南側に位置する。
地 形	「はげ」の南側には野川が形成する谷底平野が見られるが、地域の大部分は武蔵野面が分布している。
都市基盤	JR 中央本線と東大通り、小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。また、緑中央通りの南側への延伸や連雀通りに並行する道路の新設が都

	市計画決定されている。中町3丁目は狭あい道路が多く、災害時活動困難性を考慮した火災危険度が3と高い。
住 宅	中町2、4丁目では、借家率が50%以上と借家が多く、中町2、3丁目では共同住宅率が高く、共同住宅が多くなっている。
要配慮者等	中町1、4丁目が高齢化率が20%以上と高く、中町4丁目では災害時避難行動要支援者の割合は5%以上と比較的高くなっている。中町2丁目では大学が立地するため、昼間人口が多い。
避難場所	地域には1か所の一時避難場所があり、また、広域避難場所として東京農工大学工学部、都立武蔵野公園を指定している。
災害履歴	過去20年間に中町で災害実績はない。

#### (オ) 前原町

位 置	市の南西部にあり、JR武蔵小金井駅の南側に位置する。
地 形	「はけ」の北側に武蔵野面が分布しているが、地域の大部分は立川面である。立川面の中に野川が形成する浅い谷地形が見られる。
都市基盤	JR中央本線と東八道路、小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。また、緑中央通りの南側への延伸等が都市計画決定されている。しかし、前原町2丁目は狭あい道路が多く、災害時活動困難性を考慮した火災危険度が3と高い。
住 宅	JR武蔵小金井駅に比較的近く単身世帯の多い前原町3丁目を除き、戸建率が50～70%、持ち家率が60～70%と高く、1世帯あたり延床面積が市内で最も広い。
要配慮者等	前原町1～5丁目全域で高齢化率が20%以上となり、特に、前原町1、2丁目では高齢単身世帯等の高齢者のみの世帯が多くなっている。このため、前原町1～3丁目では災害時避難行動要支援者の割合は5%以上と比較的高くなっている。
避難場所	地域には2か所の一時避難場所があり、また、広域避難場所として都立多磨霊園、都立武蔵野公園を指定している。
災害履歴	過去20年間に前原町で広範囲に及ぶ災害実績はないが、前原町4、5丁目道路冠水が発生したことがある。

#### (カ) 本町

位 置	市の中央北部にあり、JR武蔵小金井駅の周辺に位置する。
地 形	「はけ」の南側には野川が形成する谷底平野が見られるが、地域の大部分は武蔵野面が分布している。
都市基盤	JR中央本線と小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。また、武蔵小金井駅南口周辺では、JR中央本線連続立体交差事業に伴う市街地再開発事業が完了し、駅前広場や不燃空間が整備されている。しかし、人口密度が高く、武蔵小金井駅の東南の本町1丁目では27,000人/km <sup>2</sup> となってい



	る。本町 2、4 丁目で火災危険度が 3 と高く、本町 1～4 丁目は狭あい道路が多く、災害時活動困難性を考慮した火災危険度が 3 と高い。本町 3 丁目では、倒壊危険度が 3 と高くなっている。市内でも木造の建物の密集の度合いが高い地域であると言える。
住 宅	単身世帯率は本町 2、3、5、6 丁目で 50%以上である。また、本町 1、2、4、5、6 丁目では、共同住宅率が 70%以上と高く、アパート等の共同住宅が多いことが考えられる。
要配慮者等	本町 3、4 丁目で高齢化率が 20%以上で、高齢単身世帯率が 10%以上と高く、特に、本町 4 丁目では、高齢単身世帯をはじめとする高齢者のみの世帯が 25%以上と多くなっている。本町 2、3、4、6 丁目では、災害時避難行動要支援者の割合は 5%以上と比較的高くなっている。JR 武蔵小金井駅直近の本町 6 丁目は、業務・商業施設が多いため、昼間人口が多くなっている。
避難場所	地域には 3 カ所の一時避難場所がある。また、広域避難場所として都立小金井公園、東京学芸大学、東京農工大学工学部を指定しているが、本町 2、3 丁目では最寄りの広域避難場所までの距離が 1km を超える地域がある。
災害履歴	過去 20 年間に本町で災害実績はない。

#### (キ) 関野町・桜町

位 置	市の北部にあり、五日市街道が東西に横断している。
地 形	地域の大部分には武蔵野面が分布している。
都市基盤	五日市街道と小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。五日市街道は幹線道路であり、都立小金井公園もあることから、市内でも災害危険性の度合いが低い地域であると言える。
住 宅	桜町では、戸建率や持ち家率が高く、1 世帯あたり延床面積も大きい。関野町では、借家率が 70%程度と高く、共同住宅が比較的多い。
要配慮者等	桜町 1 丁目で高齢化率が 30%以上、高齢単身世帯をはじめとする高齢者のみの世帯が 25%程度と高くなっている。
避難場所	地域には 3 カ所の一時避難場所があり、また、地域内では、都立小金井公園を広域避難場所に指定している。
災害履歴	過去 20 年間に関野町、桜町で災害実績はない。

#### (ク) 貫井北町

位 置	市の北西部にある。
地 形	地域の大部分は武蔵野面が分布しているが、仙川に沿って浅い谷地形が形成され、特に河川湾曲部において凹地が目立つ。
都市基盤	五日市街道と新小金井街道、連雀通り、国分寺街道により延焼遮断帯の形成が図られている。
住 宅	東京学芸大学が位置する貫井北町 4 丁目では、共同住宅率が 90%以上で、寮・官舎等も多く、学生が多く居住している地域であると考えられる。
要配慮者等	貫井北町 5 丁目で高齢化率が 20%以上と高く、貫井北町 1、5 丁目では、災害時避難行動要支援者の割合は 5%以上と比較的高くなっている。大学が立

	地するため、昼間人口が多い。
避難場所	地域には1か所の一時避難場所があり、また、地域内では、東京学芸大学を広域避難場所に指定している。
災害履歴	過去20年間に貫井北町2丁目で1回のみ内水災害が発生した。

#### (ケ) 貫井南町

位 置	市の南西部にある。
地 形	「はけ」の北側に武蔵野面が分布しているが、地域の大部分は立川面である。立川面の中に野川が形成する浅い谷地形が見られる。
都市基盤	JR 中央本線と新小金井街道、東八道路により延焼遮断帯の形成が図られている。うち東八道路では幅員が30mであり、骨格防災軸として形成済みである。貫井南町5丁目は火災危険度が3と高く、狭あい道路も多いことから災害時活動困難性を考慮した火災危険度も3と高い。
住 宅	急傾斜地や埋土地を含め木造密集市街地が形成されている。戸建率が50～60%、持ち家率が50～60%と高く、1世帯あたり延床面積も大きい。
要配慮者等	貫井南町5丁目で高齢化率が25%以上、高齢単身世帯をはじめとする高齢者のみの世帯が25%程度と高くなっている。
避難場所	地域には2か所の一時避難場所があり、また、付近では都立多磨霊園、東京学芸大学を広域避難場所に指定している。貫井南町5丁目では、最寄りの広域避難場所までの距離が2kmを超える地域があり、市内で最も避難場所へのアクセスが悪い。
災害履歴	貫井南町2丁目、前原町4、5丁目で道路冠水が発生したことがある。また、貫井南町3丁目には急傾斜地崩壊危険箇所があり、付近では平成元年に土砂災害が発生している。

### 第3節 小金井市における防災上の課題

- 防災アセスメント結果及び平成 10 年以降に発生した大地震から得られた教訓から小金井市における防災上の課題を整理する。

#### <小金井市における防災上の課題>

防災上の課題	
市全域の 災害 リスク	○ 被害想定結果に基づく、公民による減災目標の共有と市民自助による対応（自宅等の耐震・耐火化、ブロック塀の改善等）の動機づけ
	○ 外国人住民数の増加への対応の必要性
	○ 高齢単身世帯をはじめとする高齢者のみの世帯の増加に対応した、災害時の避難行動要支援者に対する避難行動支援の体制づくり促進の必要性
	○ 人口増加に伴う災害時の避難人口増加に対応した、市民や事業者の自助・共助による対応促進の必要性
地域別の 災害 リスク	<p><b>○ 木造密集市街地における建物の改修と基盤整備の必要性</b></p> <p>武蔵小金井駅の周辺で木造建物棟数が多い。木造建物は耐震性や耐火性が低いほか、道路が狭あいだで木造の建物の密集が進んでいる区域では、延焼の危険がある。耐震性・耐火性の向上のほかに、密集の解消等都市基盤整備を行うことが望ましい。</p>
	<p><b>○ 延焼拡大防止対策の必要性</b></p> <p>武蔵小金井駅周辺の本町 1～4 丁目周辺で延焼が発生するおそれがある。これらの地域に重点的な防火対策・密集の解消のほかに、道路骨格軸の形成による延焼拡大防止を図ることが望ましい。</p>
	<p><b>○ 災害に弱い地域における地域としての避難行動要支援者支援対策の必要性</b></p> <p>65 歳以上親族のみの世帯数が多い地域と災害危険度の高い地域とが重なるため、これらの地域にコミュニティの活用等、重点的に避難行動要支援者対策を行うことが望ましい。</p>
	<p><b>○ 市内中小河川沿いの水害及び地盤災害に関わる市民への周知の必要性</b></p> <p>野川及び仙川に沿って存在する盛土・埋土地や急傾斜地によって地盤災害の危険が高く、また、仙川沿線には他地域に比べ想定浸水深が比較的高い地域がある。これらの災害については市民への周知を行うことが望ましい。</p>
	<p><b>○ マンションにおける共助の体制や災害時に自立生活が可能な対策の必要性</b></p> <p>単身世帯の多い共同住宅においては、災害時の居住者の安否確認等の共助体制ができておらず、地域の防災会との連携が可能な共助の体制づくりが望ましい。また、マンションでは発災後に一定の自立生活が可能な対策を進めることで、避難人口の抑制を図ることが望ましい。</p>
	<p><b>○ 駅周辺等における帰宅困難者対策の必要性</b></p> <p>武蔵小金井駅周辺をはじめとする駅周辺では、災害時に昼間人口が帰宅困難と</p>

防災上の課題	
	なる可能性があり、帰宅困難者の一時待避場所の確保や駅周辺での混乱防止対策を行うことが望ましい。
最近の 災害教訓	<b>■阪神・淡路大震災</b> ○ 発災直後の参集率の低さ想定した対応の必要性
	<b>■平成 16 年新潟県中越地震</b> ○ エコノミークラス症候群防止策の周知の必要性 ○ 早期仮設住居建設の必要性
	<b>■平成 17 年福岡県西北沖地震</b> ○ 窓ガラスの耐震性の向上に関わる啓発の必要性 (一定の建築物については、建築行政の中で対応済み。)
	<b>■平成 17 年千葉県北西部地震</b> ○ エレベーター閉じ込め対応としてのエレベーター管理会社との連携の必要性 (1 ビル 1 台の原則の周知) ○ 鉄道停止に伴う帰宅困難者を含む外出者のための情報提供や水・食糧等の提供の仕組みづくりの必要性
	<b>■平成 19 年能登半島地震</b> ○ 高齢化社会の現状下での多くの高齢被災者発生に関わる問題点認識
	<b>■平成 19 年新潟県中越沖地震</b> ○ 水の供給停止に伴うトイレ等の用水確保の必要性 ○ 多量の震災がれき対応場所の確保の必要性
	<b>■平成 23 年東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）</b> ○ これまでの地震・津波の想定では今回の東日本大震災を想定することができなかったことから、従前の想定手法を見直す必要性 ○ 地域の特性を踏まえて、起こりうる複合災害を想定した対策検討の必要性 ○ 人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせる「減災」の考え方の浸透を図る必要性 ○ 巨大災害において地方公共団体の行政機能が喪失する事態も想定した国や被災地内外の地方公共団体の役割の見直し検討の必要性 ○ 被災地を支える災害対応体制、広域的な相互応援体制等のあり方についての検討の必要性 ○ 災害発生時におけるライフラインや物流確保と調整のあり方検討の必要性 ○ 避難所の指定のあり方や避難所で必要な備蓄、円滑な避難所の開設や運営のあり方等、避難所のあり方についての検討の必要性 ○ 長期間や広域にわたる避難者が発生する場合を想定した対策検討の必要性 ○ 被災状況や地域特性を踏まえた応急仮設住宅のあり方についての検討の必要性 ○ 災害対応に関わる意思決定の場における男女共同参画の視点の必要性 ○ 要配慮者への情報提供、避難、避難生活等における対応の強化の必要性

### 防災上の課題

- 災害発生時の医療・健康確保・心のケアのあり方についての検討の必要性
- 被災地における絆・コミュニティのあり方についての検討の必要性
- 物資調達・輸送に係る情報共有、物流事業者のノウハウ活用の重要性の認識
- 災害廃棄物の処理のあり方についての検討の必要性
- 企業や地方自治体における事業継続計画（BCP）の重要性の再確認
- 防災ボランティア等の活動に対する支援、及び連携体制の検討の必要性
- 避難警報等の発令のあり方についての検討の必要性
- 駅周辺等における混乱防止、及び帰宅困難者対策の見直し検討の必要性
- 防災教育・避難訓練等を組み合わせた対策の重要性の認識

## 第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

- 市では、前回の地域防災計画修正（平成21年修正）の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。しかしながら、東日本大震災の経験を踏まえると、災害対策を推進する目的は、災害による人的・物的被害を軽減することはもとより、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれることが明らかになった。そうした趣旨を明らかにするため、「東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正）」における「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」を踏まえて、減災目標の名称を「被害軽減と市民生活再生に向けた目標」へと改めたいうで、市の災害予防対策による減災効果を踏まえ、以下のとおり減災目標を定めた。
- 減災目標は地震災害を対象として設定する。
- 減災目標は10年以内に達成する。ただし、より速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。
- 市は、目標達成に向けて、東京都、防災関係機関、市民及び事業者等と協力して、災害対策を推進することで、着実な防災力の向上を図ることとする。

### 第1節 「目標1 死者を6割以上減少させる」

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>1 建物の倒壊による死者を6割以上減少させる。</li><li>2 火災による死者を6割以上減少させる。</li><li>3 建物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる。</li></ul> |
|--|

- 多摩直下地震（M7.3、冬18時、風速8m/秒）のケースでは、小金井市でも64人の死者が出るという被害想定となっており、その内訳は「ゆれによる建物被害等28人、「地震火災」35人、「ブロック塀の倒壊」1人となっている。死者のうち、半数以上の38人が要配慮者と想定されている。
- 建築物については、多摩直下地震（M7.3）のケースで最大725棟の全壊棟数が生じ、多摩直下地震（M7.3、冬18時、風速8m/秒）のケースでは、最大1,974棟の地震火災が生じるという被害想定となっている。
- 建築物の耐震化や家具類の転倒防止対策、ブロック塀の改修・補強の推進等により、地震のゆれによる建築物やブロック塀等の倒壊による死者や建物被害を減少させる。
- 建築物の不燃化とともに、消防水利の拡充・消防力の向上を図り、自助・共助・公助による地域防災力の高度化により、火災・延焼による焼失棟数及び死者を減少させる。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### (1) 建物の耐震化

- 木造密集市街地の耐震化促進

- ・ 耐震診断・耐震改修等の助成事業
  - ・ 自主防災組織及び町会・自治会をとおした普及啓発、情報提供
  - 災害対策拠点等の公共施設の耐震化対策の推進
  - 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の誘導
  - 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進
  - リフォーム、大規模改修に合わせた民間住宅の耐震化促進
- (2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進**
- 高齢者・障がい者世帯への家具転倒・落下・移動防止器具取付助成事業
  - オフィス家具類等の転倒・落下・移動防止対策の推進
  - 防災訓練時等における指導の強化
- (3) ブロック塀等の安全化**
- 生け垣化に対する助成事業
  - フェンス化の推進
- (4) 木造密集市街地の不燃化**
- ア 建築物の不燃化**
- 防火地域・準防火地域の指定拡大
- イ 防災ネットワークの形成**
- 都市計画道路等の幹線道路や主要生活道路の整備
  - 公園の整備
  - 災害時の防災拠点の機能向上と連携強化
- (5) 消防力の充実・強化**
- 消防団への入団促進
  - 防火水槽の整備及び事業者等と連携した消防水利の確保
  - 消防団への装備品等の充実
  - 消防署との連携強化
- (6) 市民や事業所の火災対応力の強化**
- ア 出火防止対策の推進**
- 建物の耐震化
  - 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
  - 火気使用設備・器具の安全化及び市民指導の強化
- イ 初期消火体制の強化**
- 地域における防災訓練の強化
    - ・ 市民向けの初歩的な基礎訓練から段階的に体験できるような訓練の実施
    - ・ 自主防災組織等に対する高度で実践的な訓練の推進
  - 自主防災組織と事業所の自衛消防隊との連携強化
  - 住宅用火災警報器の設置推進
  - 地域設置消火器の設置促進
- (7) 救出・救護体制の強化**
- ア 地域防災力の向上**
- 町会、自治会に対する自主防災組織結成の働きかけ

- 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上
- 地域と事業所の連携強化
- 自主防災組織と事業所の自衛消防隊、中学校以上の生徒・学生との連携強化
- 地区防災計画の策定

#### イ 救助・救急体制の整備

- 備蓄医薬品等及び燃料の確保
- 消防隊及び消防団用救助資器材の整備

### (8) 避難行動要支援者の避難支援体制の強化

#### ア 避難行動要支援者の避難行動支援体制の強化

- 要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成
- 避難行動要支援者名簿の更新と情報提供・共有の仕組み整備
- 避難行動要支援者の支援体制・支援マニュアルの構築
- 避難行動支援個別計画等の策定
- 避難所における避難行動要支援者の支援の引継ぎ体制の整備
- 福祉避難所（二次避難所）の拡充

#### イ 避難行動要支援者への避難情報等の伝達体制の強化

- 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示、等）の発令等の判断基準の確立
- 多様な手段を活用した避難情報の伝達体制の強化

## 第2節 「目標2 避難者を6割以上減少させる」

### 1 自宅や事業所で生活を継続できる自助・共助の推進により、避難者を6割以上減少させる。

- 小金井市で最も多い避難者が発生すると想定されている多摩直下地震（M7.3、冬18時、風速8m/秒）のケースでは、30,495人の避難者が発生するという被害想定となっており、その内訳は「避難所避難者」が19,822人、「避難所以外への避難者（疎開者人口）」が10,673人となっている。
- 建築物の耐震化や消防水利の拡充等により、建築物の倒壊・焼失による避難者を減少させるとともに、備蓄等の自助の促進やLCP（居住継続性能付き住宅）の普及促進、避難所以外への情報・食料・水の提供仕組みづくり等の「自宅で生活継続できる仕組みの推進」により避難者を減少させる。

#### <目標を達成するための主な対策>

（上記で掲げた対策に加え、次の対策を推進する）

- 自宅で生活継続ができる自助の備えとして、3日分以上の食料・水の備蓄等を強力に推進する。特に、各主体における防災訓練の実施や学校等における防災教育の実施により、防災意識の向上を図る。
- 情報・食料・水等を避難所以外にも提供できる仕組みづくりを検討し、避難所ではなく自宅で生活を継続する仕組みを推進する。



- 災害用トイレの設置を推進する。さらに、携帯用トイレの普及啓発を図る。
- 「東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度」の普及等により、震災時においてもエレベーターや給水ポンプの運転に必要な最小限の電源を確保することで、市民がそれぞれの住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及を促進する。

### 第3節 「目標3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する」

- 1 市の危機管理体制と関係防災機関等との連携により、迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する。
- 2 災害対策拠点の機能強化を図り、発災後における災害対策において確実に機能が発揮できるようにする。

- 発災後に職員が的確に初動態勢を整え、小金井市災害対策本部を円滑に立ち上げ応急対策活動が確実に実施できるよう、市の危機管理体制と関係防災機関等との連携体制を確立する。
- 災害対策本部となる市庁舎機能をはじめ、発災後の災害対策拠点となる各種の公共施設の防災機能の強化を図り、発災後における災害対策において確実に機能が発揮できるようにする。

#### <目標を達成するための主な対策>

- 発災時に職員が的確に初動態勢を整え、応急対策活動を実施できるよう、各種マニュアルの整備とともに、実践的訓練を継続的に実施する。
- 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等が、的確かつ円滑に行えるよう、発令等の判断基準を確立し、避難情報の伝達体制を強化する。
- 発災時の各学校や保育園等における幼児・児童等の安全確保や緊急連絡体制、一時保護体制等、学校等における子どもの保護対策を強化する。
- 災害医療コーディネーターを中心とした災害時の総合的な医療救護体制の充実を図る。
- 円滑な避難所の開設・運営が行えるよう、学校、地域、市の連携体制を確立する。
- 災害対策本部となる市庁舎等の公共施設の防災機能の整備・充実を推進する。

### 第4節 「目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する」

#### <ライフラインの復旧目標>

- ・ 電力：7日以内、通信：14日以内、ガス：60日以内、上水道：30日以内、下水道30日以内
- 1 ライフラインの復旧目標に基づき早期回復に努めるとともに、自宅での生活継続ができる自助・共助の推進等を進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

- 市民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と都市の機能を早期に回復する観点から、市はライフラインの復旧目標を設定する。具体的には、被災から60日以内に全ての

ライフラインの機能を95%以上回復させることを目標とする。

- ライフライン被害等による避難所避難者を発災後7日以内に帰宅できるようにする。

#### <目標を達成するための主な対策>

- 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。
- 水道管について、避難所等の重要施設への管路の耐震化を一層推進する。
- 下水道管について、避難所等に通じる下水道管及び駅周辺や復旧拠点となる施設等に拡大して耐震化を進める。
- リ災証明書発行のためのシステムを検討し、構築する。

### 第5節 「目標5 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する」

- 1 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- 2 保護者が帰宅困難となった場合の子どもの保護等の対策を推進する。

- 東京都の被害想定では、小金井市内で約22,652人の帰宅困難者が発生するという被害想定となっている。
- 東京都帰宅困難者対策条例の周知を図り、帰宅困難者について、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、駅周辺等での一時滞在施設の確保等を進めることで、官民が協働して帰宅困難者の安全を確保する。
- 一斉帰宅を抑制する対策を推進することに伴い、乳幼児・児童等を引き取ることができない保護者が増えることが予想されるため、保育園及び学校等における子どもの保護対策を推進する。

#### <目標を達成するための主な対策>

- 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、市内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保等に取り組む。
- 行き場の無い帰宅困難者等を待機させるため、駅周辺等における一時滞在施設確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- 駅周辺において、周辺町会（自主防災組織）や事業者、及び鉄道事業者等による帰宅困難者対策協議会を設立し、役割分担と連携による対策を講じる。
- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
- 各学校・学童保育、保育園等において、乳幼児・児童等の保護マニュアルや緊急連絡体制の整備、備蓄の確保等を図る。

## 第5章 市、市民及び事業者の基本的責務

### 第1節 基本理念

- 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせない。
- 地震による災害から市民の生活の場である市域を守ることは、行政に課せられた責務である。
- 震災対策の推進に当たっては、市が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、広域的役割を担う東京都や国と一体となって、市民と連携し、市民や市域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、市域の様々な機能を維持しなければならない。

### 第2節 基本的責務

#### 第1 市の責務

- 市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 市は、被災時における避難並びに救出、救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
- 市は、災害により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、小金井市災害復興本部を設置し、必要な対策を講じなければならない。

#### 第2 市民の責務

- 市民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
  - 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - 2 家具類の転倒・落下・移動の防止

- 3 出火の防止
  - 4 初期消火に必要な用具の準備
  - 5 飲料水及び食糧の確保
  - 6 避難の経路、場所及び方法についての確認並びに徒歩による帰宅経路についての確認
  - 7 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 市民は、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、被災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
  - 市民は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により、災害対策に寄与するよう努めなければならない。

### 第3 事業者の責務

- 事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市機能の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業員を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の 3 日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、市及び都が作成する市防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

## 第6章 市、都及び関係防災機関等の役割

### 第1節 市

名称	事務又は業務の大綱
小金井市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小金井市防災会議に関する事。</li> <li>2 防災に係る組織及び施設に関する事。</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>4 緊急輸送の確保に関する事。</li> <li>5 避難の勧告等及び誘導に関する事。</li> <li>6 消防及び水防に関する事。</li> <li>7 要配慮者に関する事。</li> <li>8 医療、防疫及び保健衛生に関する事。</li> <li>9 帰宅困難者の支援に関する事。</li> <li>10 救助物資の備蓄及び調達に関する事。</li> <li>11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承するための支援に関する事。</li> <li>13 公共施設の応急復旧に関する事。</li> <li>14 災害復興に関する事。</li> <li>15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。</li> <li>16 防災市民組織の育成に関する事。</li> <li>17 事業所防災に関する事。</li> <li>18 防災教育及び防火防災訓練に関する事。</li> <li>19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。</li> </ol>
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関する事。</li> <li>2 災害時の情報収集に関する事。</li> <li>3 地域住民への火災予防、初期消火、応急救護活動等の普及・啓発に関する事。</li> <li>4 消火活動、救出・救護活動に関する事。</li> <li>5 その他消防に関する事。</li> </ol>

### 第2節 都

名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都防災会議に関する事。</li> <li>2 防災に係る組織及び施設に関する事。</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。</li> <li>5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する</li> </ol>

名称	事務又は業務の大綱
	<p>応援の要請に関する事。</p> <p>6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。</p> <p>7 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>8 被災者の救出及び避難誘導に関する事。</p> <p>9 人命の救助及び救急に関する事。</p> <p>10 消防及び水防に関する事。</p> <p>11 医療、防疫及び保健衛生に関する事。</p> <p>12 帰宅困難者の支援に関する事。</p> <p>13 応急給水に関する事。</p> <p>14 救助物資の備蓄及び調達に関する事。</p> <p>15 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。</p> <p>16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。</p> <p>17 公共施設の応急復旧に関する事。</p> <p>18 災害復興に関する事。</p> <p>19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。</p> <p>21 事業所防災に関する事。</p> <p>22 防災教育及び防災訓練に関する事。</p> <p>23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。</p>
<p>警視庁 第八方面本部 小金井警察署</p>	<p>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。</p> <p>2 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。</p> <p>3 行方不明者の捜索及び調査に関する事。</p> <p>4 遺体の調査等及び検視に関する事。</p> <p>5 交通規制に関する事。</p> <p>6 公共の安全と秩序の維持に関する事。</p> <p>7 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。</p>
<p>東京消防庁 第八消防方面本部 小金井消防署</p>	<p>1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。</p> <p>2 救急及び救助に関する事。</p> <p>3 危険物等の措置に関する事。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。</p>
<p>都税事務所</p>	<p>1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関する事。</p> <p>2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。</p>
<p>都建設局 (北多摩南部建設事務所)</p>	<p>1 道路、橋りょう及び河川の保全に関する事。</p> <p>2 道路、河川等の災害予防、災害応急対応及び災害復旧に関する事。</p> <p>3 水防に関する事。</p> <p>4 道路、河川等における障害物の除去に関する事。</p>
<p>多摩府中保健所</p>	<p>1 地域保健医療全般の情報センターに関する事。</p> <p>2 防疫その他の保健衛生に関する事。</p>
<p>西部公園緑地事務所</p>	<p>1 公園、施設の保全、復旧及び震災時の利用に関する事。</p>

名称	事務又は業務の大綱
水道局 多摩水道改革推進本部	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下水道局 流域下水道本部	1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関すること。 3 し尿の受入れに関すること。

### 第3節 自衛隊

名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第1後方支援連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること 2 災害派遣の実施に関すること

### 第4節 指定地方行政機関

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものである。

名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災、復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。

名称	事務又は業務の大綱
	6 豪雪害の予防に関すること。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 11 災害時における復旧資材の確保に関すること。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (別冊 協定 通信・情報関係 1 災害時の情報交換に関する協定)
東京管区気象台 気象庁予報部	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。 3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）に係る緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に関すること。 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

## 第5節 指定公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 小金井郵便局 日本郵便株式会社 小金井市各郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分



名称	事務又は業務の大綱
NTT 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。</li> <li>2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。</li> </ol>
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。</li> <li>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。</li> <li>3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。</li> <li>4 輸血用血液の確保、供給に関すること。</li> <li>5 義援金の募集受付・配分及び募金に関すること（原則として義援品については受け付けない。）。</li> <li>6 赤十字エイズステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。</li> <li>7 災害救援品の支給に関すること。</li> <li>8 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。</li> <li>9 外国人安否調査に関すること。</li> <li>10 遺体の検案協力に関すること。</li> <li>11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</li> </ol>
東日本旅客鉄道 株式会社 武蔵小金井駅 東小金井駅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> </ol>
東京ガス株式会社 多摩支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。</li> <li>2 ガスの供給に関すること。</li> </ol>
東京電力株式会社 武蔵野支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。</li> <li>2 電力需給に関すること。</li> </ol>

## 第6節 指定地方公共機関

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

名称	事務又は業務の大綱
西武鉄道株式会社 新小金井駅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の安全保安に関すること。</li> <li>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> <li>3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</li> </ol>
一般社団法人東京都 トラック協会多摩支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</li> </ol>

名称	事務又は業務の大綱
東京都庁輸送事務 協同組合	
公益社団法人 東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
公益社団法人 東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること。
一般社団法人 東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること。
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー 協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
一般社団法人 日本エレベーター協会 関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の 伴わないものに限る。）に関すること。 2 エレベーターの早期復旧に関すること。

## 第7節 協力機関等

災害時に公共的活動をするすべての団体や市が災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している機関又は団体である。（第1節～第7節までに掲げた機関又は団体を除く。）

名称	防災上の役割の大綱等
小金井市医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
小金井市歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
小金井市薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
小金井市整復師会	1 災害時における応急救護活動に関すること。
小金井市獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関すること。
小金井市赤十字奉仕団	1 被災者の救援、炊き出し、義援物資の配分等の協力に関すること。
小金井市 社会福祉協議会	1 災害時のボランティアの受け入れに関すること。
小金井市商工会	1 災害時における物資、資材の調達の協力に関すること。 2 商店街の復旧対策指導に関すること。 3 工場施設等の復旧対策指導に関すること。
J-COM (株式会社ジェイコム 東京)	1 緊急放送に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。

名称	防災上の役割の大綱等
小金井市 米穀小売商組合	1 食糧等の供給協力に関する事。
東京都石油商業組合 (多摩東支部)	1 石油等の供給に関する事。
小金井建設協会	1 災害対策資機材の供給協力に関する事。
三多摩管工事協同組合	1 災害復旧対策の応援協力に関する事。
東京都指定給水装置 工事事業者 小金井市排水設備 指定工事店	1 災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関する事。
東京むさし 農業協同組合	1 食糧等の供給協力に関する事。 2 農地を地区災害時待避所とすることについての協力に関する事。 3 農産物の供給協力に関する事。
東京都 建築士事務所協会 南部支部	1 被災建築物応急危険度判定の協力に関する事。
自主防災組織 町会・自治会	1 地域住民への災害に関する情報伝達、広報公聴活動に関する事。 2 出火防止及び初期消火に関する事。 3 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関する事。 4 被災者に対する炊き出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援等の協力に関する事。 5 被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。
小金井市防犯協会 小金井市交通安全協会	1 被災地域の秩序維持の協力に関する事。
小中学校校長会 ・副校長会 小中学校 PTA 連絡協議会	1 防災啓発活動に関する事。 2 避難所及び一時避難場所との応援協力に関する事。 3 防災活動拠点に関する事。
体育、文化社会教育等 関係団体	1 応急対策及び復旧活動の協力に関する事。
小金井市民生委員 児童委員協議会	1 地域の実情の把握や情報の収集・提供に関する事。 2 要配慮者に対する救援活動の協力に関する事。
福祉関係団体	1 要配慮者に対する救援活動の協力に関する事。
社団法人東京都自動車 整備振興会武蔵野支部	1 災害発生時の救出救助業務、障害物除去・収容業務等の協力に関する事。
小金井市 スカウト協議会	1 初動体制の確保と被災市民の救護・復興に関する事。
東京都理容生活衛生同 業組合小金井支部	1 理容活動への協力に関する事。
有限会社調布清掃 志賀興業株式会社 株式会社加藤商事	1 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する事。 2 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する事。

名称	防災上の役割の大綱等
医療法人社団大日会 小金井太陽病院	1 災害時における拠点病院の指定
社会福祉法人 聖ヨハネ会 総合病院桜町病院	
学校法人 武蔵野東学園	1 施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関する事。
東京都立多摩科学技術 高等学校	
東京多摩青果株式会社	1 青果物の提供及び避難場所としての敷地利用への協力に関する事。
株式会社ダイエー	1 物資供給の協力に関する事。
NPO 法人 コメリ 災害対策センター	1 物資供給の協力に関する事。
小金井市 アマチュア無線クラブ	1 情報収集体制の早期確立に関する事。
TAC・FC 東京 ・TGTS 共同事業体	1 小金井市総合体育館の救援物資集積所等、及び小金井市栗山公園健康運動センターの災害ボランティアセンター等の指定に関する事。
こがねいしてい 共同事業体	1 小金井市民交流センターの一時待機施設として利用することへの協力に関する事。
学校法人 ルーテル学院大学	1 ルーテル学院大学の二次避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 聖ヨハネ会	1 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの二次避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 まりも会	1 小金井市障害者福祉センターの二次避難所の指定に関する事。
東京都立 小金井特別支援学校	1 東京都立小金井特別支援学校の二次避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 雲柱社	1 小金井生活実習所の二次避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 東京聖労院	1 特別養護老人ホームつきみの園の二次避難所の指定に関する事。
一般財団法人 天誠会	1 介護老人保健施設小金井あんず苑の二次避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 聖ヨハネ会	1 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの二次避難所の指定に関する事。
特定非営利活動法人 エヌピーオー萼	1 福祉NPOうてなの二次避難所の指定に関する事。
特定非営利活動法人 木馬の会	1 小金井おもちゃライブラリーの二次避難所の指定に関する事。
医療法人財団 美生会	1 介護老人保健施設秋桜の二次避難所の指定に関する事。

(※) 別冊 協定 その他 1 災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書

【初動期における各部(課)の重点災害応急対策】

●:担当部署 ○:関連部署

具体的な初動期の重点応急対策	時間(h)	企画財政部	総務部	市民部	環境部	福祉保健部	子ども家庭部	都市整備部	学校教育部	生涯学習部	協力部	消防団	
		企画財政課	情報システム課	総務課	市民課	環境課	福祉課	子ども家庭課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課		協力課
		広報秘書班	広報秘書班	総務班	市民班	環境班	福祉班	子ども家庭班	都市計画班	学校教育班	生涯学習班		協力班
市本部 本部の設置・運営		●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
情報収集伝達	各部による被害情報の収集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	避難所その他市施設の被害調査・安全点検・応急復旧	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
	各ライフライン(道路、橋梁、水路、上下水道、公園)の点検・復旧等				●			●					
	職員・家族・市民の安否確認		●	●			○		○	○			
	要配慮者(避難行動要支援者)の安否確認と支援			○			○					○	
	通信手段の確保	●	●										
	広報活動の実施(含避難勧告・指示)	●	●					○					
	関係防災機関等との連絡調整・応援要請	○	●	○	○	○	○		○		○		
消火出動救助	消火活動											●	
	救出救助活動											●	
医療救護	医療救護活動拠点・医療救護所・災害救護センターの設置・運営					●	○					○	
	負傷者の搬送				○							○	
輸送路の確保	交通障害物の除去(輸送道路の確保)							●					
	緊急通行車両の確保		●										
避難所等の運営	市民等(帰宅困難者を含む)の避難誘導	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	○	
	避難所の開設・運営						●			●	●		
	一時滞在施設の開設・運営(帰宅困難者対応)			●				●		●	●		
	福祉避難所(二次避難所)の開設・運営			●		●	○			●	●		
災害用物資調達	食料品・飲料水等の確保		○	●	●	○	○	○	○	○			
	応急給水の実施		○	○	○	○	○		○	○			
	地域内輸送拠点の設置・運営(調達物資の受入)		●	○				●		●	○		
遺体の取扱い	遺体収容所の開設・運営		○	●						●			
	行方不明者の捜索		○	○						○		●	
応急危険度判定	応急危険度判定実施本部の設置・応急危険度判定の実施			○				●					
	民間宅地・建築物の被災状況の把握			●	●			○	○	○			
	り災証明書の発行の準備(住家被害調査の準備)			●	○								
	仮設住宅関係の準備	○				○		●					

具体的な初動期の重点応急対策	時間(h)	企画財政部	総務部	市民部		環境部	福祉保健部	子ども家庭部	都市整備部	学校教育部	生涯学習部	協力部	消防団
		企画財政課 広報秘書課 情報システム課 財政課	総務課 職長配属班 総務課 情報システム課	市民課 コミュニティ課	経済課 保険年金課 市民税課 納税課	環境政策課 ごみ対策課 下水道課	福祉課 介護福祉課 障害福祉課 自立生活支援課	児童青少年課 子育て支援課 健康課	都市計画課 児童青少年課	まちづくり推進課 道路管理課 建築管理課 交通対策課 区画整理課	学校教育課 学務課 学務課 学務課	生涯学習課 公民館 図書館 生涯学習課	
がごみ・処理尿等・	災害用トイレ等の調達・設置		○			●		○			○	○	
	がれき仮置場等の設置	○				●					○	○	
	し尿収集車両の確保	○				●							
	ごみ・がれきの処理(処理計画等の策定)					●							
その他	ボランティアセンターの設置(受入れ・ニーズの把握)		○				●					○	
	義援金関係	●					●						○
	相談窓口の設置準備	●	○		○			○	○		○		○
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	